

佐賀労働局発表
令和8年5月27日

【照会先】
佐賀労働局 労働基準部
労働基準部長 恒吉 洋志
地方産業安全専門官 大石 邦貴
電話 0952 (32) 7176 (直通)

死傷者数は1,225人(8.4%減)、製造業、建設業などで大幅減少 ～令和7年(2025年)県内の労働災害の発生状況～

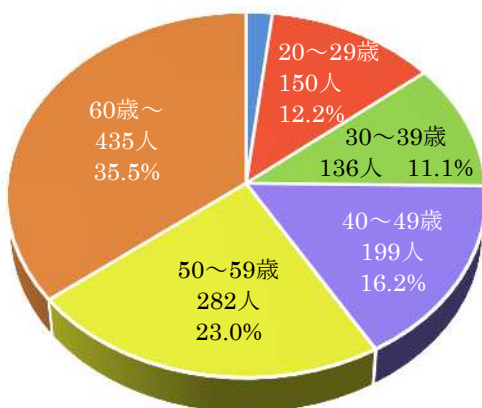
佐賀労働局(局長 田之上 英治)は、県内における令和7年の労働災害発生状況を取りまとめました。

令和7年の労働災害の特徴として、

- ・ 製造業での労働災害が大幅に減少している。(対前年比38人減少 資料2)
- ・ 建設業での労働災害が大幅に減少している。(対前年比41人減少 資料2)
- ・ 増加傾向にあった社会福祉施設での労働災害が減少している。
(対前年比20人減少 資料2)
- ・ 50歳以上の労働者による労働災害が多発している。
- ・ 「転倒」、「動作の反動・無理な動作」など行動災害が多発している。

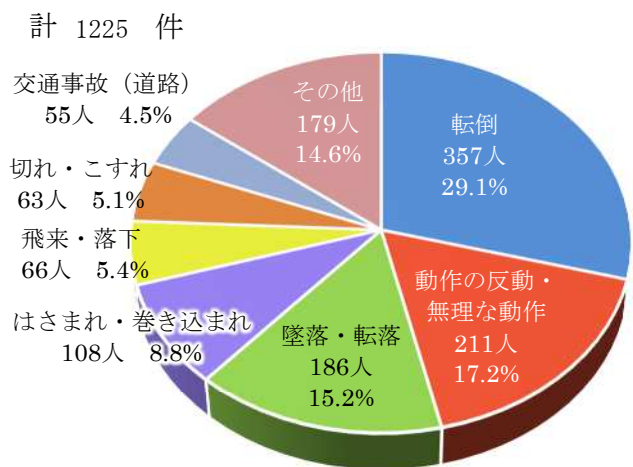
ことが挙げられます。

年齢別労働災害発生状況(全産業) 確定版
計1225件



50歳以上の労働者による労働災害が全体の半数以上!

事故の型別・労働災害発生状況(全産業)



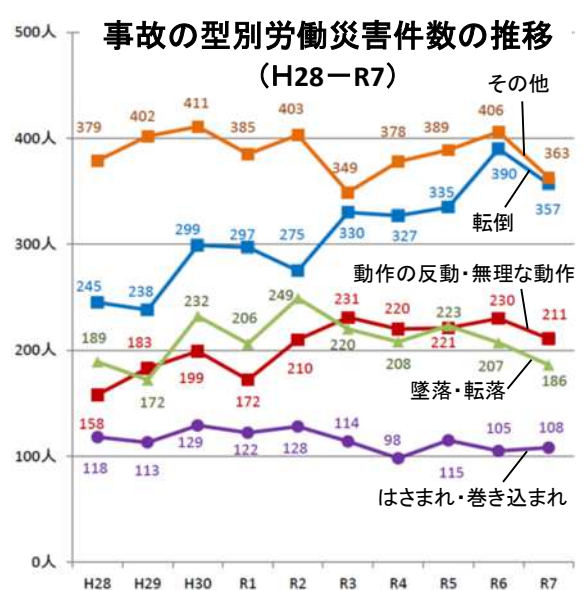
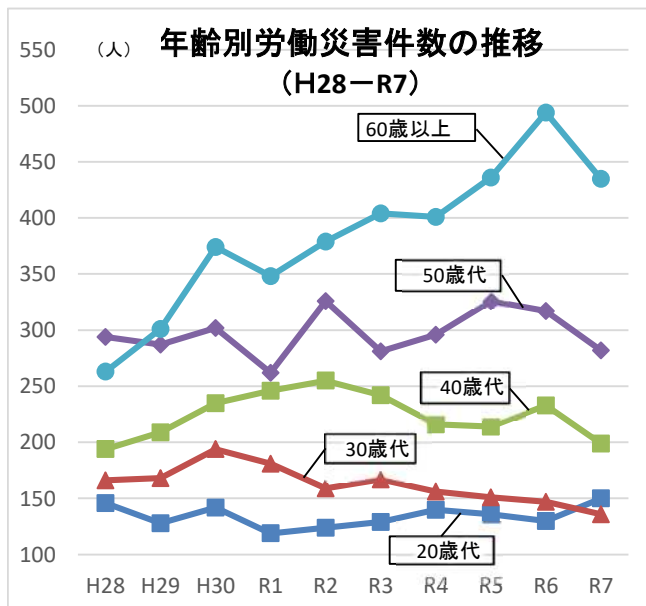
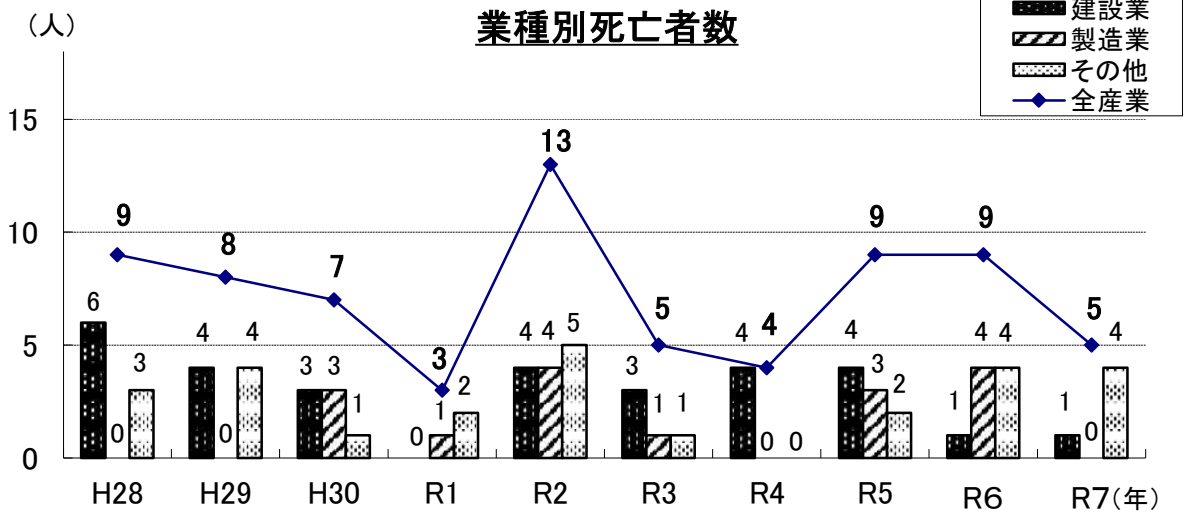
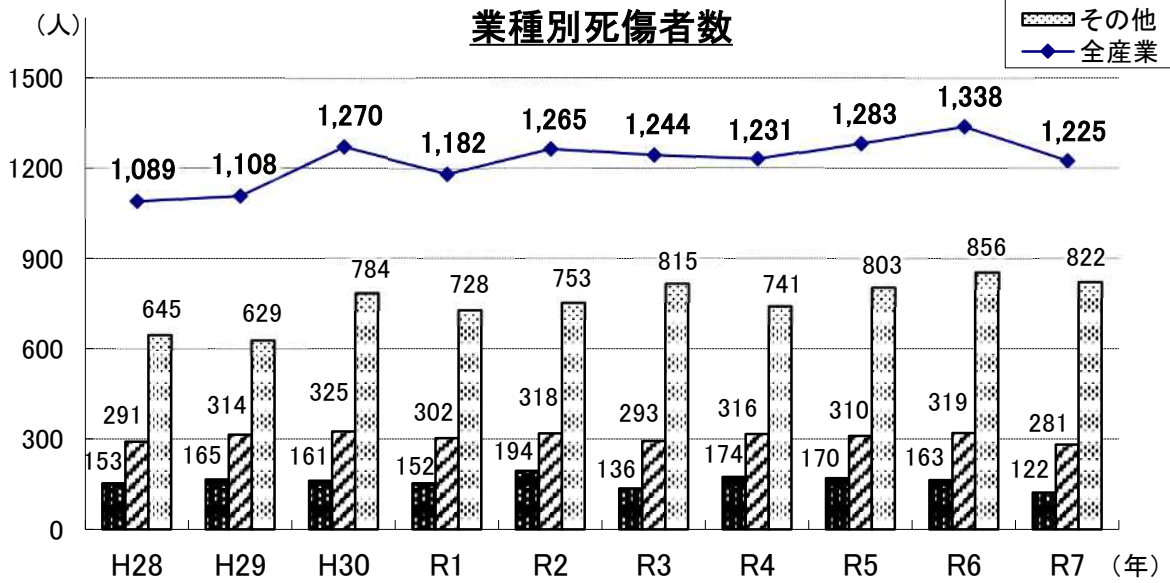
転倒、動作の反動・無理な動作による行動災害が全体の4割以上!

(添付資料)

- 資料 1 佐賀県内における労働災害発生状況（主に推移）
- 資料 2 佐賀県内における労働災害発生状況（コロナ感染者を除く）
- 資料 3 佐賀県内における死亡労働災害の概要（令和 7 年、令和 8 年）
- 資料 4 高齢者の労働災害防止のための指針（リーフレット）
- 資料 5 令和 8 年度エイジフレンドリー補助金のご案内

令和7年の県内の休業4日以上の死傷者数は1,225人となっている。また、死亡者数は5人と前年に比べ4名の減少となっている。(コロナウィルス感染症を除く)

佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

資料 2

令和 7年 業種別署別労働災害発生状況（12月末累計）

（コロナ感染症によるものを除く。）

確定値

業種	佐賀署					唐津署					武雄署					伊万里署					局計								
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比
01 食料品製造	69		79	-10	-12.7%		31		21	10	47.6%	17		19	-2	-10.5%		10		7	3	42.9%		127		126	1	0.8%	
02 繊維工業						-						-			1	-1	-100.0%								1		1	-1	-100.0%
03 衣服その他の繊維		1	2	-2	-100.0%								2		2									2	1	2		0%	
04 木材・木製品	2		4	-2	-50.0%								2		1	1	100.0%		2		3	-1	-33.3%		6		8	-2	-25.0%
05 家具・装備品	2		2		0%										1	-1	-100.0%							2		3	-1	-33.3%	
06 パルプ等	6		15	-9	-60.0%																			6		15	-9	-60.0%	
07 印刷・製本			2	-2	-100.0%																1	-1	-100.0%			3	-3	-100.0%	
08 化学工業	26	1	17	9	52.9%		2		3	-1	-33.3%	2		2							1	-1	-100.0%	30	1	21	9	42.9%	
09 窯業土石	4		4		0%				3	-3	-100.0%	8		4	4	100.0%		5		12	-7	-58.3%		17		23	-6	-26.1%	
10 鉄鋼業	1		7	-6	-85.7%		1			1			2		1	100.0%		2			2			6		8	-2	-25.0%	
11 非鉄金属			1	-1	-100.0%																					1	-1	-100.0%	
12 金属製品	15		15		0%				1	-1	-100.0%	3		2	1	50.0%		6		6		0%		24		24		0%	
13 一般機械器具	5		6	-1	-16.7%		2			2			2		7	-5	-71.4%		2		3	-1	-33.3%	11		16	-5	-31.3%	
14 電気機械器具	6	1	4	2	50.0%								1		1		0%		5		3	2	66.7%	12	1	8	4	50.0%	
15 輸送機械製造	6		9	-3	-33.3%		2		1	1	100.0%	2		1	1	100.0%		10	1	12	-2	-16.7%		20	1	23	-3	-13.0%	
16 電気・ガス	1		1		0%																			1		1		0%	
17 その他の製造	13		21	-8	-38.1%				6	-6	-100.0%	1		5	-4	-80.0%		3		4	-1	-25.0%		17		36	-19	-52.8%	
01 製造業	156	3	189	-33	-17.5%		38		35	3	8.6%	42		43	-1	-2.3%		45	1	52	-7	-13.5%		281	4	319	-38	-11.9%	
01 石炭鉱業						-																							
02 土石採取業			1	-1	-100.0%								1		1									1		1		0%	
03 その他の鉱業						-																							
02 鉱業			1	-1	-100.0%								1		1									1		1		0%	
01 土木工事	21		22	-1	-4.5%		8		11	-3	-27.3%	1	6	10	-4	-40.0%		3		9	-6	-66.7%	1	38		52	-14	-26.9%	
02 建築工事	31		37	-6	-16.2%		6		9	-3	-33.3%	10		18	-8	-44.4%		3	1	5	-2	-40.0%		50	1	69	-19	-27.5%	
03 その他の建設	21		23	-2	-8.7%		5		8	-3	-37.5%	8		7	1	14.3%				4	-4	-100.0%		34		42	-8	-19.0%	
03 建設業	73		82	-9	-11.0%		19		28	-9	-32.1%	1	24	35	-11	-31.4%		6	1	18	-12	-66.7%	1	122	1	163	-41	-25.2%	
01 鉄道等	2	2	2		0%				1	-1	-100.0%													2	2	3	-1	-33.3%	
02 道路旅客	3		7	-4	-57.1%		1		3	-2	-66.7%	1		1					1		1		0%	6		11	-5	-45.5%	
03 道路貨物運送	1	94	100	-6	-6.0%		3	1	13	-10	-76.9%	17		10	7	70.0%		4		9	-5	-55.6%	1	118	1	132	-14	-10.6%	
04 その他の運輸交通						-	2			2														2			2		
04 運輸交通業	1	99	2	109	-10	-9.2%	6	1	17	-11	-64.7%	18		10	8	80.0%		5		10	-5	-50.0%	1	128	3	146	-18	-12.3%	
01 陸上貨物	14		27	-13	-48.1%		1			1														15		27	-12	-44.4%	
02 港湾運送業						-	2		1	1	100.0%								1		1		0%	3		2	1	50.0%	
05 貨物取扱	14		27	-13	-48.1%		3		1	2	200.0%								1		1		0%	18		29	-11	-37.9%	
01 農業	2		2		0%		4			4				4	-4	-100.0%		2		1	1	100.0%		8		7	1	14.3%	
02 林業	5		4	1	25.0%		1		2	-1	-50.0%								1		1			7		6	1	16.7%	
06 農林業	7		6	1	16.7%		5		2	3	150.0%			4	-4	-100.0%		3		1	2	200.0%		15		13	2	15.4%	
01 畜産業	8		11	-3	-27.3%		2		6	-4	-66.7%	1		3	-2	-66.7%		1		2	-1	-50.0%		12		22	-10	-45.5%	
02 水産業	12		3	9	300.0%				1	-1	-100.0%													12		4	8	200.0%	
07 畜産・水産業	20		14	6	42.9%		2		7	-5	-71.4%	1		3	-2	-66.7%		1		2	-1	-50.0%		24		26	-2	-7.7%	
01 卸売業	1	31	15	16	106.7%		4		5	-1	-20.0%	9		8	1	12.5%		2		1	1	100.0%	1	46		29	17	58.6%	
02 小売業	84		83	1	1.2%		22		19	3	15.8%	26		28	-2	-7.1%		17		20	-3	-15.0%		149		150	-1	-0.7%	
03 理美容業						-							1		1									1			1		
04 その他の商業	17		30	-13	-43.3%		1			1			2		4	-2	-50.0%		1		1		0%	21		35	-14	-40.0%	
08 商業	1	132	128	4	3.1%		27		24	3	12.5%	38		40	-2	-5.0%		20		22	-2	-9.1%	1	217		214	3	1.4%	
01 金融業	4		4		0%		1		1		0%				4	-4	-100.0%							5		9	-4	-44.4%	
02 広告・あっせん						-															1	-1	-100.0%			1	-1	-100.0%	
09 金融広告業	4		4		0%		1		1		0%				4	-4	-100.0%				1	-1	-100.0%	5		10	-5	-50.0%	
01 映画・演劇業						-																							
10 映画・演劇業						-																							
01 通信業	9		11	-2	-18.2%		3		2	1	50.0%	3		2	1	50.0%				2	-2	-100.0%		15		17	-2	-11.8%	
11 通信業	9		11	-2	-18.2%		3		2	1	50.0%	3		2	1	50.0%				2	-2	-100.0%		15		17	-2	-11.8%	
01 教育研究	18		6	12	200.0%		4		1	3	300.0%				2	-2	-100.0%							22		9	13	144.4%	
12 教育研究	18		6	12	200.0%		4		1	3	300.0%				2	-2	-100.0%							22		9	13	144.4%	
01 医療保健業	38		40	-2	-5.0%		5		1	4	400.0%	19		16	3	18.8%		9		7	2	28.6%		71		64	7	10.9%	
02 社会福祉施設	1	68	88	-20	-22.7%		22		15	7	46.7%	24		34	-10	-29.4%		13		10	3	30.0%	1	127		147	-20	-13.6%	
03 その他の保健衛生			1	-1	-100.0%										1	-1	-100.0%								2		2	-100.0%	
13 保健衛生業	1	106	129	-23	-17.8%		27		16	11	68.8%	43		51	-8	-15.7%		22		17	5	29.4%	1	198		213	-15	-7.0%	
01 旅館業	5		13	-8	-61.5%																								

佐賀県内における死亡労働災害の概要

令和8年5月20日現在

【令和8年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	窯業 土石製品 製造業	佐賀署	R8.4.9	男	交通事故 (道路)	トラック	被災者は生コンクリートを積んだミキサー車（4トン車）を運転して配達先に向かっている途中、配達経路の市道から約5m下の川に転落し、被災した。 約3時間後に横転した車内から救助されたが、現場で死亡が確認された。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【令和7年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	道路貨物 運送業	佐賀署	R7.2.4	男	飛来・落下	玉掛用具	積載型小型移動式クレーンに積載したコンテナを荷台から卸す作業中、被災者は当該クレーンを操作し、コンテナを卸す位置の直上で停止させ、同僚と2人で位置の調整をしていたところ、玉掛用ワイヤロープが切断し、同僚とともにコンテナの下敷きになり被災した。
2	その他の 事業 (警備業)	佐賀署	R7.4.4	男	墜落・転落	掘削用機械	ドラグ・ショベルのバケット内側に乗って、立木の枝をチェーンソーを用いて伐採作業中、被災者は枝を伐採した直後に約8m下の用水路に墜落し被災した。
3	社会福祉 施設	佐賀署	R7.5.31	女	その他	その他の起因物	被災者は来訪者の対応中、突然刃物で襲われた。
4	土木 工事業	武雄署	R7.8.18	男	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	道路の除草作業中、被災者は道路上の雑草の残渣をブローで清掃する等の補助作業を行っていたところ倒れ、緊急搬送されたが、当日死亡した。 (災害発生地直近の観測所における気温：33.8度)
5	卸売業	佐賀署	R7.12.12	男	交通事故 (道路)	乗用車	高速道路を利用し取引先から会社の車で帰社途中、追い越し車線に故障のため停車していたトラックに追突し、その後、後続の乗用車に追突され被災した。

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

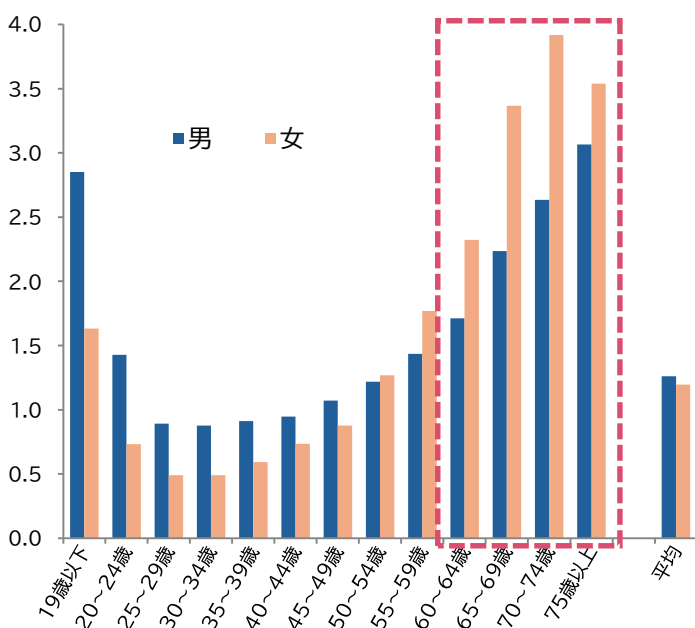
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

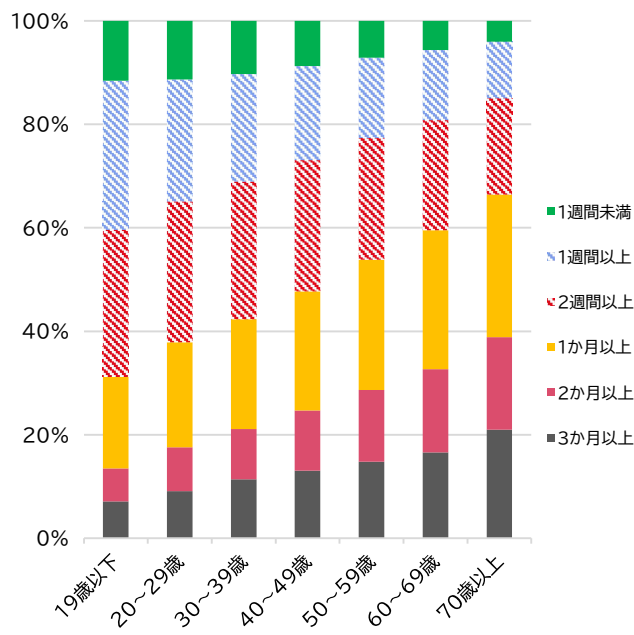
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

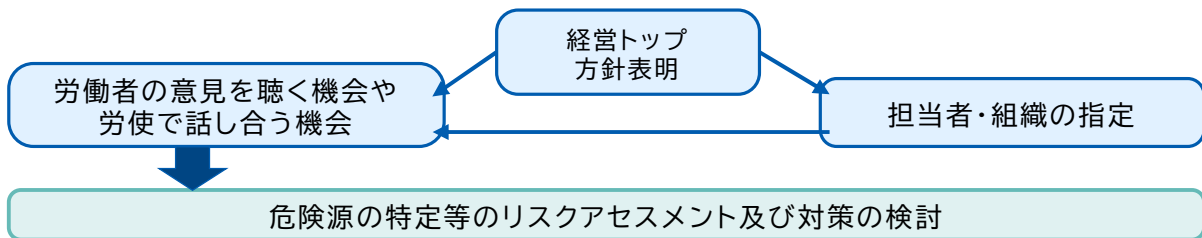
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
<p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	<p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	<p>空調服の導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

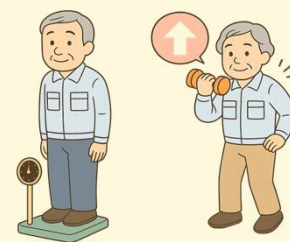
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

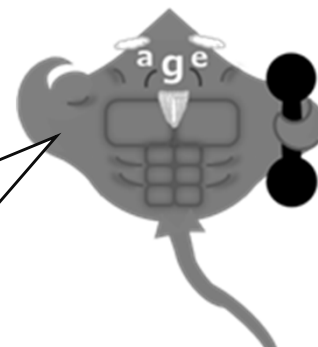
HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは
下の表を**チェック**
じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100万円 (1)と(2)の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30万円 (消費税を除く)

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

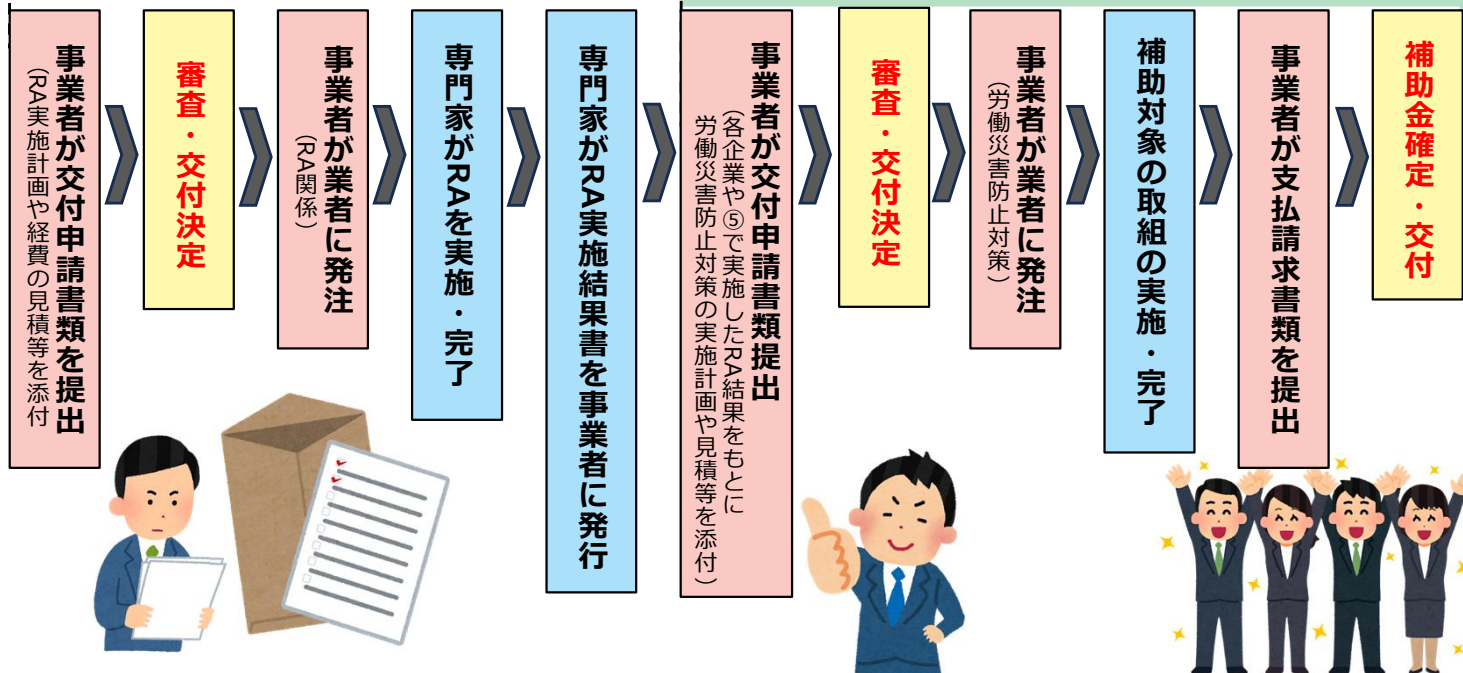
申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。

1. 専門家総合対策コース(1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA)を活用する場合

1. 専門家総合対策コース(2) 自社の担当者がRA実施する場合、

2. 熱中症対策コース、3. コラボヘルスコースの場合



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご活用ください。(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ(<https://www.jashcon-age.or.jp/>)に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)

※専門家総合対策コースの1.(1)外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類
送付先
(郵送の場合)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません)
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

申請担当

支払担当

お問合せ先

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>